

北海道選挙管理委員会告示第29号

平成18年北海道選挙管理委員会告示第126号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年10月23日

北海道選挙管理委員会委員長

水城 義幸

| | | | |
|-------------------|--------------|--------------|----------|
| 「江口眼科病院 | 同 | 末広町7の13 | 同 |
| 共愛会病院 | 同 | 中島町7の21 | 同 |
| 「江口眼科病院 | 同 | 末広町7の13 | 同 |
| 「医療法人社団三ツ山病院 | 小樽市稲穂1丁目9番2号 | | 平4.6.26 |
| 「医療法人徳洲会共愛会病院 | 同 | 中島町7番21号 | 令元.10.23 |
| 同 社団三ツ山病院 | 小樽市稲穂1丁目9番2号 | | 平4.6.26 |
| 「ウェカルバ太平 | 同 | 太平4条1丁目2番22号 | 平29.9.28 |
| 「ウェカルバ太平 | 同 | 太平4条1丁目2番22号 | 平29.9.28 |
| サービス付き高齢者向け住宅げんき村 | 同 | 新川西3条2丁目1番5号 | 令元.10.23 |

」を

」に、

」を

」に、

」を

」に改める。